

する陳情書（北海道市長会長札幌市長高田富興）（第三七九号） 砂利、砂、碎石等の價格調整禁止の陳情書（岡山縣議會會長友保知）（第三八一号） 金融機關再建整備法に基づく債券切捨措置等に関する陳情書（北信五縣組合金融協會北信五縣農業會役職員協議會代表富山縣農業會會長理事高原耕造）（第三九二号） 所得税の不当課税是正に関する陳情書（千葉縣本更津適正課税対策委員會委員長本更津商工會議所理事長鎌田野村外三十八名）（第四一〇号） 農民に対する不当課税反対の陳情書（全國農村青年連盟委員長國井淳一）（第四一四号） 税に関する陳情書（京都商工会議所會頭中野種一郎）（第四二二号） 新制中学校建設費寄附金に対する所得税免除の陳情書（東京都港区西久保巴町全國町村會會長生田和平）（第四二八号） を本委員會に送付された。	本日の會議に付した事件 政府職員の新給與實施に関する法律（案）（内閣提出）（第六一号） ○早稲田委員長 會議を開きます。 これより一昨十八日本委員會に付託せられました政府職員の新給與實施に関する法律案を議題といたします。まづ政府の説明を求めます。	政府職員の新給與實施に関する法律案 政府職員の新給與實施に関する法律（案）（内閣提出）（第六一号） ○早稲田委員長 會議を開きます。 これより一昨十八日本委員會に付託せられました政府職員の新給與實施に関する法律案を議題といたします。まづ政府の説明を求めます。	政府職員の新給與實施に関する法律案 政府職員の新給與實施に関する法律（案）（内閣提出）（第六一号） ○早稲田委員長 會議を開きます。 これより一昨十八日本委員會に付託せられました政府職員の新給與實施に関する法律案を議題といたします。まづ政府の説明を求めます。	政府職員の新給與實施に関する法律案 政府職員の新給與實施に関する法律（案）（内閣提出）（第六一号） ○早稲田委員長 會議を開きます。 これより一昨十八日本委員會に付託せられました政府職員の新給與實施に関する法律案を議題といたします。まづ政府の説明を求めます。	政府職員の新給與實施に関する法律案 政府職員の新給與實施に関する法律（案）（内閣提出）（第六一号） ○早稲田委員長 會議を開きます。 これより一昨十八日本委員會に付託せられました政府職員の新給與實施に関する法律案を議題といたします。まづ政府の説明を求めます。
第十二号。以下法第十二号という。） の本則第三項の規定に基き、政府職員の人事及び給與に関する方針の統一を図るため、官吏、官吏の待遇を受ける者（官吏と同様の政府職員を含む）、雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者（内閣總理大臣最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認証官及び他の法律に特別の定めのある者を除く。以下職員という。）に対し支給すべき俸給等の額及びその支給に関する事項を、臨時に、定めることを目的とする。	2 この法律の規定は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）今後同法が改正せられたときは、その改正せられた規定を含む。以下同じ。）の如何なる條項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。昭和二十三年七月一日以後においては、國家公務員法、同法に基き法律、政令又は人事委員會の規定に矛盾するこの法律の規定は、當然その効力を失ふものとする。この法律のすべての規定は、昭和二十三年十二月三十一日（法律をもつてそれ以前の期日を定めるときはその期日）限り、その効力を失ふものとする。	3 この法律の第十四條の規定による職務の分類は、これを國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに関する條項に従ひ國會の承認を得て定めらるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところと適合したものであるとみなし、その改正が人事委員會によつて立案せられ、同會の承認を得て實施せられるまで、その効力を失ふものとする。（實施機關）	3 この法律の第十四條の規定による職務の分類は、これを國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに関する條項に従ひ國會の承認を得て定めらるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところと適合したものであるとみなし、その改正が人事委員會によつて立案せられ、同會の承認を得て實施せられるまで、その効力を失ふものとする。（實施機關）	3 この法律の第十四條の規定による職務の分類は、これを國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに関する條項に従ひ國會の承認を得て定めらるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところと適合したものであるとみなし、その改正が人事委員會によつて立案せられ、同會の承認を得て實施せられるまで、その効力を失ふものとする。（實施機關）	3 この法律の第十四條の規定による職務の分類は、これを國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに関する條項に従ひ國會の承認を得て定めらるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところと適合したものであるとみなし、その改正が人事委員會によつて立案せられ、同會の承認を得て實施せられるまで、その効力を失ふものとする。（實施機關）
第二條 この法律の完全な實施を確保し、その目的を達成するため、内閣總理大臣の所轄の下に、臨時に、新給與實施本部、地域給與審議會及び新給與苦情處理委員會を置く。	2 本部長は内閣官房長官、次長は大藏省給與局長をもつて、これに充てらる。	3 部長は、各廳において給與事務を担当する職員で内閣總理大臣が新給與實施本部に勤務すべきことを命じた者をもつて、これに充てらる。	4 部長は、勤務を總理する。	5 次長は、本部長を助ける勤務を總理する。	6 部長は、上司の命を受けて勤務に従事する。
給與調査會を設けることができる。	第八條 新給與苦情處理委員會は、第二十四條第一項の規定による再審査の請求に対し、最終の決定をなすものとする。	第九條 新給與苦情處理委員會は、委員九人をもつて、これを組織する。	2 委員は、職員を代表する委員、政府を代表する委員及び第三者である委員各三人とし、内閣總理大臣が、これを委嘱する。	第十條 新給與苦情處理委員會に會長を置く。會長は、第三者である委員のうちから、委員が、これを選舉する。	2 會長は、會務を總理する。
第十三條 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務に関する條件に基いたものでなければならぬ。	第十四條 職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的職務の内容は、新給與實施本部長が、これを定める。	2 前項の規定により分類せられた職務の各級における俸給の幅は、別表による。	3 現業に従事する職員、教育職員、税務職員その他その職務について特別に取扱ふことを適當とする事情のある職員については、職務の級の分類及びその各級における俸給の幅につき、政令で、第二項と異つた定をすることが出来る。但し、その政令は、前條の規定の精神に沿ひ、前二項の規定と趣旨を同じくし、且つ、これと権衡のとれたものでなければならぬ。	第十五條 内閣總理大臣、最高裁判所長官、法務總長、各省大臣若しくは會計検査院長（以下各省各廳の長とす。）又は各省各廳の長の委任を受けた者は、新給與實施本部長の承認を受け、それぞれその所屬の職員について、第十四條の規定するところに基づき、その職務の級及び俸給を決定する。	第十六條 あらたに職員となつた場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における俸給の昇給の基準は、政令でこれを定める。
第十七條 俸給の支給に關しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第九	第十七條 俸給の支給に關しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第九	第十七條 俸給の支給に關しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第九	第十七條 俸給の支給に關しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第九	第十七條 俸給の支給に關しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第九	第十七條 俸給の支給に關しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第九

十二号)による俸給支給の例による。
但し、月二回俸給支給の慣習のある
場合においては、その例によること
ができる。

(扶養手当)

第十八條 扶養手当は、扶養親族のあ
る職員に対し、これを支給する。

第十九條 第十五号附則第五條の規定は、扶
養手当に關して、これを準用する。

(勤務地手当)

第十九條 勤務地手当は、生計費の
高い特定の地域に在勤する職員に対
し、これを支給する。

第二十條 勤務地手当の月額、俸給の月額
と扶養手当の月額との合計額に一定
の割合を乗じて得た額とする。

第二十一條 生計費の高い特定の地域の指定及
び当該地域について支給されるべき勤
務地手当の割合の決定は、地域給審
議会の議を経て、大蔵大臣が、これ
を行う。

第二十二條 第十七條の規定は、勤務地手当の
支給について、これを準用する。

(特殊勤務手当)

第二十二條 職員が、通常でない特殊の
勤務に従事し、その勤務に対する報
酬について特別の考慮を必要とする
場合において、それを俸給に組入れ
ることが不可能であるか、又は著し
く困難な事情があるときは、その特
殊性に應じ、特殊勤務手当を支給
することができる。

第二十三條 特殊勤務手当の種類、支給を受け
る者の範囲、手当の額及びその支給
の方法は、政令で、これを定める。

(欠勤等の場合の給與)

第二十一條 法第十二号附則第七條の
規定は、職員が正式の承認なくして
執務しなかつた場合について、これ

を準用する。

(俸給の更正決定)

第二十二條 新給與実施本部長は、各
省各廳の長又はその委任を受けた者
が第十五條の規定により決定した職
員の職務の級及び俸給が第十三條の
俸給支給の原則に照し適當でない
と認めるときは、各省各廳の長又はそ
の委任を受けた者の行つた決定を更
正し、又はこれらの者に對しその決
定を更正すべき旨を命ずることがで
きる。

(審査の請求)

第二十三條 第十五條の規定により俸
給の決定(前條の規定による俸給の
更正決定を含む)に關して苦情のあ
る職員は、新給與実施本部長に對
し、審査の請求をすることができ
る。

第二十四條 前項の請求があつたときは、新給
與実施本部長は、これを決定し、こ
れを本人及び關係各省各廳に通知し
なければならない。

第二十五條 前條の規定は、前項の場合につ
いて、これを準用する。

第二十六條 前條第二項の規定に關し
て苦情のある職員は、新給與苦情處
理委員会に對し、再審査の請求をす
ることができる。

第二十七條 前項の請求があつたときは、新給
與苦情処理委員会は、これを決定し
これを本人及び關係各省各廳に通知
しなければならない。

第二十八條 第二十二條の規定は、前項の場合
に、これを準用する。この場合にお
いて「新給與実施本部長」とあるの
は「新給與苦情処理委員会」と読み
替へるものとする。

附則

(施行期日)

第二十五條 この法律は、公布の日か
ら、これを施行する。

(新俸給への切替の場合における経
過的取扱)

第二十六條 この法律の施行に際し、
各職員の属する職務の級における俸
給の幅の最高が、法第十二号附則第
四條に規定する現俸給の十六割に相
当する金額に達しない場合において
は、その職員は、新給與実施本部長
の定める俸給の額を受けるものとす
る。

(年給給の改訂)

第二十七條 現行の年給による最低俸
給額は、臨時給與委員會の第一報告
書一、の五、に基き、政令で、これ
を改めるものとする。

(勤務地手当の経過的取扱)

第二十八條 勤務地手当は、大蔵大臣
が地域給審議会の議を経て生計費の
高い特定の地域の指定及び当該地域

について支給されるべき勤務地手当の
割合の決定を行うまでの間、なお、
従前の例により、これを支給する。

(差額支給の取扱)

第二十九條 職員が昭和二十三年一月
一日以後において、既に支給を受け
た法第十二号による暫定給與、財務
局及び税務署に在勤する政府職員に
對する税務特別手当の支給に關する
法律(昭和二十二年法律第六十八
号)による手当その他この法律によ
る給與に相當する給與は、この法律
による給與の内拂とみなす。

第三十條 前項の規定により内拂金とみなさ
れた金額が、この法律により受くべ
き給與の額を超過する場合において
も、既に支給を受けた給與は、これ
を返還せしめないことができる。

第三十一條 第一項の規定により内拂金とみな
された金額とこの法律による給與と
の差額は、所得税法(昭和二十二年
法律第二十七号)の適用については、
別表

同法第三十八條第一項第五号の給與
とみなす。

(法律の廃止)

第三十條 左に掲げる法律は、これを
廃止する。
政府職員に對する臨時手当の支給に
關する法律(昭和二十二年法律第百
四十号)

政府職員に對する一時手当の支給に
關する法律(昭和二十二年法律第百
六十六号)

財務局及び税務署に在勤する政府職
員に對する税務特別手当の支給に關
する法律(昭和二十二年法律第百六
十八号)

政府職員に對する一時手当の支給に
關する法律(昭和二十二年法律第二
百十六号)

職務の級	俸給									
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一級	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900
二級	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800
三級	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700
四級	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
五級	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500
六級	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400
七級	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300
八級	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200
九級	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100
十級	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000
十一級	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500
十二級	30	50	70	100	130	160	190	220	250	280
十三級	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110
十四級	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55
十五級	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50

○北村國務大臣 このたび本國会に提出いたしました政府職員の新給與実施に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げ、各位の御審議をお願いいたしますと存じます。

政府は、政府職員の待遇改善をめぐる官公職員労働組合の争議を解決するため、先般臨時給與委員會の報告書に基き、給與水準を二千九百二十円に引上げるとともに、とりあえず、二千五百円水準の暫定給與の内拂いを行うため、政府職員の俸給等に関する法律案をもつて、本國会の御審議を願ひ、その御賛同を得た次第であります。しうして政府は、右の暫定給與の支給については、各組合と団体交渉を行つた上で支給いたす方針にいたしました。が、遺憾ながら、一部のものを除いて、組合側の容易に承諾するところとならず、争議の解決はいくらに遅延を重ねていたのであります。遂に去る四月十六日覺書の調印を了し、組合側も二千九百二十円水準の給與を、現在の給與争議の最終的解決として受諾するに至つたのであります。これによりまして、昨年以來、半歳以上に及ぶ争議も、ようやくここに完全なる妥結を見るに至りましたことは、國家の現狀より見まして、まことに御同慶にたえないところであります。しうして、政府は、右覺書に基きまして、ただちに差額を支給するとともに、他面一切の政府職員組合の参加を得まして、新給與整備委員會を設置し、二千九百二十円水準の給與の配分方法、なかんずく職階給與の線に沿う新給與体系の具体的方針の協議立案に當つたのであります。右委員會は四月二十日以來数回にわたり會議を重ね、去る四

月二十七日両者の意見が完全に一致し、首尾よく成案を得るに至つたのであります。政府はその成案に従ひまして、この法律案を作成いたし、ここに本國会へ提出の運びに至つた次第であります。

次にこの法律案の内容を御説明申し上げます。さきに政府職員の俸給等に関する法律本則におきまして、臨時給與委員會の報告書に基き、二千九百二十円の新給與水準及び職階制の精神に沿う給與体系を、一月一日に遡及して実施することとし、その具体的事項は、別に法律をもつて定める旨を規定したのであります。が、この法律は、右の規定に基き定めるものでありまして、一般の政府職員に適用されるものであります。

この法律は、臨時給與委員會の報告書に基き、いわゆる、職階給與制度の実現に一步を踏み出したものであり、かつ、從來のわが國の給與制度に対して、根本的な変更をもたらすものであります。従つて、これが、完全なる実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣所轄のもとに、新給與実施本部、地域給與審議会及び新給與苦情処理委員會の三機關を置くことといたしました。

新給與実施本部は、主として新給與制度に関する総合調整の機關とし、本部長には内閣官房長官、次長には大蔵省給與局長をもつて、これに當てることといたしております。

地域給與審議会は、勤務地手当の地区区分、支給割合等を調査審議するものとし、職員側及び政府側を代表する同数の委員をもつて組織することといたしております。勤務地手当に關しまし

ては、生計費が地域別に相當の差がある現状からいたしまして、從來種々やつかない問題があつたのであります。が、今後は、すべて民主的に組織された地域給與審議会の議を経て、大蔵大臣がこれを行うことになるわけであり

す。新給與苦情処理委員會は、新しい給與体系への移り変りに伴つて、生ずることを豫想される俸給の決定に關する苦情を、最終的に審査決定する機關とし、職員側、政府側及び第三者を代表する委員をもつて組織することといたしております。この制度はわが國においては初めての試みのものであります。が、職員側の意に反する不利益な処分に対し、正当な発言と修正の權利を確保するものでありまして、今後における人事管理に大きな寄與をなすものと期待している次第であります。

次に、この法律による給與の種類は、俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当の四種に致してあります。

まず俸給について御説明いたします。わが國における從來の俸給制度は、学歴、資格、勤続年数、生計費等に應じて漫然と定められており、その人の従事している職務とは、必ずしも合理的な相關關係がなかつたのであります。しかしながら本来職階給與制度においては、同等の職務に対しては同等の俸給を與え、職務に關係のない事項によつて、俸給に差別が設けられてはならないというのが根本の原則であります。従ひまして、この法律では第十三條において「各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度、勤務の強度、勤務時間、勤務環境

その他の勤務に關する條件に基いたものでなければならぬ」と規定し、新しい給與体系のあり方を考え方を明らかにいたしましたのであります。

このようにして、各職員の受ける俸給が定められてこそ、初めて勤勞意欲の向上も、行政能率の発揮も期待し得られるわけでありまして、この意味におきましてこの法律により從來のわが國における因襲的な俸給制度を一擲いたし、新憲法下における民主的行政機構にふさわしい給與制度への、画期的轉換を行うことになつたのであります。

しかし具体的に、いかに俸給を定めるかと申しますと、まず職員の仕事、その職務内容、責任の輕重、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務に關する條件に應じて、これを十級に分類いたします。その分類の具体的基準は、新給與実施本部長が定めることになつております。

次に十五級に分類せられた職務の各級につきまして、この法律の別表にありましますごとく、一定の俸給の幅を設け、職員はその幅のうちいずれか一つの俸給を受けることといたしてあります。もちろん、一般の行政官廳と現業官廳等とは、職務の級のわけ方、各級における俸給の幅について、おのづから別箇の取扱ひが必要とされるわけでありまして、従つて特殊の職務、特殊の職域につきましては、政令で一般の行政官廳とは異なる級のわけ方、俸給の幅を定め得ることといたしました。

右のようにして一應各職員の職務の級に應ずる俸給が定まるわけでありまします。各職員の現に受けていた俸給の額が、その者の職務の級に應ずる俸給の幅の最高を越えるような場合には、特に極端な場合を除いて、自分の現に受けていた額を認めてゆく方針にしてあります。なお現行の年齢による最低保証給も、第二十七條の規定により、臨時給與委員會の第一報告書で定めるところによつてこれを改訂することといたしてあります。

扶養手当は暫定給與の場合における暫定扶養手当と同様、扶養親族一人につき二百二十五円でありまして、その支給方法はすべて従前通りであります。

勤務地手当はその地区区分、支給割合等、すべて大蔵大臣がこれを決定してきたのであります。が、前にも述べましたように、新たに地域給與審議会を設け、この審議会の議を経て、大蔵大臣がこれを行うことといたしました。特殊勤務手当につきましては、從來必ずしも明確な法令の根拠をもたない種々難多な手当が存在し、給與体系の混亂を來していたのであります。が、この法律施行を際してはこれらを整理いたしました。俸給をもつて処理し得るものはできる限り俸給に取入れることとし、今後における特殊勤務手当は、正常の職務以外の特殊の勤務で、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合に限り、これを認めたいことといたしました。その細目についてはこの法律に基き政令をもつて定めることといたしてあります。

最後にこの法律による給與と、すでに支給済になつてゐる二千五百円水準の給與との差額は、この法律案が御賛成を得て公布されましたならば、速やかに、これを支給すべく準備を進めてゐる次第であります。

次にこの法律案を実施するに必要な予算額は、一月ないし三月分につきましまして、昭和二十二年一般会計予算補正（第十五号）及び特別会計予算補正（特第十号）に、四、五月分につきましてはそれらの暫定予算に計上いたし、すでに御承認をいただいた通りであります。

この法律案は先に本國会の御賛同を得ました政府職員俸給等に関する法律の委任に基いてつくられたものであります。またその内容についてもすでに組合側とおおむね意見の一致を見えております。関係上、本國會におかれてもなるべく速やかに御審議の上、御賛同あらんことを希望いたします。

○川合委員 ただいまの大蔵大臣の説明によりますならば、本法案は臨時給與委員會の答申に基いてなされたものという御説明があつたわけでありますが、われわれは臨時給與委員會の構成について、当時いろ／＼な委員の選定や何かで、かれこれと論議があつたというのを聞いておるのであります。従つてこの案は全官公労組が全面的にこれを承認というか、内諾をしたものであるかという点を、まずお伺いしたいと思ひます。

○今井政府委員 お答え申し上げます。臨時給與委員會の参加につきましては、問題のございましたことは御承知の通りでございますが、この報告を今回の新給與の体系水準の基礎にするというところにつきましては、すでに去る三月の二十日法律第十二号をもつて國會の議決を見たところであります。その線に沿ひまして組合側と交渉いたしました結果として、その間紆余曲折はございましたが、四月の二十七

日新給與整備委員会という形式をもちまして、団体交渉が全面的に成立いたしました。従ひましてこの案につきましましては、組合側から完全な了解を得ておる、かように御承認願ひたいのであります。

○川合委員 本法案が事前に組合側の完全な了解を得たと、今、今井給與局長からお話があつたが、大蔵大臣の説明ではおおむね了解を得たというやうな御説明であつたので、その点を懸念して質疑したわけですが、給與局長が完全な了解を得たという点は、われわれとして非常に喜ばしく思ひます。なおこれらの問題に對しましては、午後〇の機会に全官公の労組の方々の意見をいろ／＼聞くことになつております。私はその前に二、三内容について質問したいと思ひます。

まず第一にこの二條にある新給與実施本部、地域給與審議会あるいはまた新給與苦情処理委員会というものは、実施機関となつておつて、いわゆる執行力をもつておる機関であります。これは官廳であるかどうかという点において、われわれは從來の行政法上の觀念からしまして非常に疑問に思ひます。であります。これは官廳であるかどうかという行政法的な説明を承りたいのであります。

○今井政府委員 地域給與審議会の方は法律上の觀念では、いわば諮問機関で、行政官廳と申すわけにまいらぬと思ひます。しかし苦情処理委員会の方は最終的な決定をいたします。従つて形式上行政官廳の觀念にはいると考えます。ただ普通の行政官廳と意味の違ひます。使用主と雇用者との間で話し合ひをきめるといふ意味合ひで最終

決定をいたす機関でありますので、実質的に申しますと、行政官廳であるかどうかといふ点に若干懸念はあるのでございますが、形式的には最終的な決定をなす機関である。その決定が法律上の効果を生ずる意味におきまして、行政官廳と申してよろしいのではなからうかと考えております。

○川合委員 最近におけるところのかるいろ／＼な立法にあつて、委員会というやうな名称のもとに、行政官廳であるか、今言つたやうな諮問機関であるか、非常にまぎらわしい点があるのではありませんか。これは本問題のそれとありますのでしばらくおきまして、新給與苦情処理委員会は、明らかに私は行政官廳であると今政府の言われたことをよく承りました。

次にお尋ねしたい点は、特にこれは大蔵大臣にお伺ひしたいのであります。この新給與実施本部というものが、非常に政治的な重みをもつてゐるという関係上、本部長が内閣官房長官であり、しかも内閣総理大臣の所轄のもとにあるというところは、けだし当然であらうと思ひますが、最近この所轄というやうな言葉がしばしば法律上の用語として使われております。この所轄という言葉を、從來の行政法の觀念においてわれわれは理解しがたいのであります。この前のたしか証券取引法においても、こゝういふ言葉が法律上の用語として初めて現れてきたやうに私は理解しておりますが、それはそれといたしまして、こゝういふやうにして内閣総理大臣の所轄のもとに、新給與実施本部というものが設けられる。しかし一方において給與関係を取扱う官廳は、大蔵省所管のもとに給與局が

あつて行つてゐるといふやうなことがらいたしまして、私はかかる問題を一元的に実施する意味において、給與廳といふものを内閣総理大臣の所轄のもとにおく意思はないかという点を大蔵大臣に伺ひたいと思ひます。

○北村國務大臣 ただいまの川合君の御質疑にお答えいたします。これはただいまのところ、お話のやうな、内閣に給與廳を置くというやうなことは考へておりません。しかし給與の問題がだん／＼廣汎煩瑣のものになつてまいりますし、従つてこれを適正に行うためにはどうしたらよいかということ、は、むしろ行政機構改革審議会等で研究の課題になると思ひますので、これはしばらくそゝういふ研究にゆだねまして、ただいまそゝういふことを行ないたいやうなことは考へておりません。

○川合委員 次ににお尋ねしたい点は、この新給與苦情処理委員会は、最終的な決定権をもつてゐるがゆゑに、官廳であるといふやうなことを言われたのであります。ところが第九條の二項に、この委員はこれを委嘱するといふことになつておるのであります。私は職員、あるいは政府を代表する委員といふものは、いわゆるこれは政府の職員であるがゆゑに、かかる者は從來の立法技術といたしましては、命ずるといふ言葉をもちまして、第三者というやうな民間の者に対して初めて委嘱するといふやうに行つておつた。それが從來の立法技術の慣行であつたわけであり、今この場合において、政府の所見を伺ひたいと思ひます。

○今井政府委員 この委員会は新しい給與、すなわち二千九百二十円のこの給與だけに關する委員会でございますが、

るかどうかという点を、まず立法技術上の問題としてお尋ねしたいと思ひます。

○北村國務大臣 お答え申し上げます。これはどうも觀念上は、最終的な決定をいたしますという点において一つの行政官廳的な性格がある、こゝういふことでございますが、純粹に行政官廳であるかどうかということになると、なお若干の疑問があるのじやないか。これは雇用者、使用者、それから第三者とかなる一つのやうな協議会的なものであります。最終的な決定をするという点において行政官廳的な性格がある。そゝういふことでございますから、必ずしも純粹な意味においての一般の行政官廳と同一であるといふやうな考へ方は、少し無理があるのじやないか、こゝういふやうに私は解釈しておる次第であります。

○川合委員 本法案で一番関心を拂ふべき点は、第八條の新給與苦情処理委員会にあると私は思ひます。これは政府の説明の通りに、最終的な決定をするといふことになつております。その場合には、個々一人々々について行われるといふやうにこの法案からは察せられるのであります。その場合におきまして現在各官廳において団体交渉が行われ、またその間に労働協約が実施されておるわけで、これらの関係といふものはどういふやうに実施されるべきものであるかという点に關して、政府の所見を伺ひたいと思ひます。

○今井政府委員 この委員会は新しい給與、すなわち二千九百二十円のこの給與だけに關する委員会でございますが、

す。二千九百二十円の水準並びに体系につきましては、本則といたしまして、先ほど大臣の説明にございましたように、四月二十日以降もりました全職員組合と政府代表との団体交渉、これを新給與整備委員会という名前をもつて行いました。それにおきまして通則をきめまして、なお各省個別にやる必要のあるものは、その各省で分科会というものを開きまして、その結論の調整はあけて新給與実施本部に任ずる、こういう約束になつておりますので、団体交渉と衝突する面は生じないものと考へます。

○赤松(男)委員 川合委員の質疑はさ

らに続行されると思ひます。なお各党におきましては、質疑が行われると思ひますが、この問題は御承知のごとく非常な大きな争議を経まして妥結点に到達された問題であります。なお私はこの争議の解決に關しましては、國會に對しまして争議解決勸告決議案を提案いたしまして、これまた院議をもつて決定されておるのであります。ところが本日政府の方から御提案になりましたこの政府職員の給與実施に關する法律案中、いささか腑に落ちない諸点もございますし、また

団体交渉の過程にありまして、十分政府並びに政府職員との間に意見の妥結点を見出して、それを新法律に盛り込むことになつておつたのであります。これにつきましても政府職員側では相當の異論がある、あるいはまた疑義があるのであります。従いましていろいろうような諸点につきましては、問題は全國の政府職員の給與に關する問題でありますから、この際私は何らかの方法によりまして、一應全官公廳職

員の御意見もお聴きしたい、かように考へておるのであります。ここで一應質疑を打ち切つていただきまして暫時休憩をされ、理事會において私がたいま提案いたしました趣旨に即ち、適宜その取扱ひをしていただくようにお取計らいをお願いいたします。

○早稲田委員長 お諮りをいたします。ただいま赤松委員より、本案に對する質疑は一顧中止して、懇談會を開いてこれを取りまわしについての協議をしたい。なおその問題は理事會で諮つてもらいたい、こういう動議が出たわけでありまして、さう計らいまして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○早稲田委員長 御異議はないようでありますので、さう計らいます。暫時休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

午後一時四十分開議

○早稲田委員長 休憩前に引き続きまして會議を開きます。

○赤松(男)委員 ただいま本委員會に政府より提案になつております政府職員の給與実施に關する法律案の内容は、はなはだ政府職員側の間に意見の相違を來しておると思ひます。本法律案のもつております重要性に鑑みまして、午前中川合委員の質疑を一時中止いたしました。委員長にお願いの上理事會にお諮りをいただき、政府職員側、すなわち全官公廳側の代表者から、それら御意見を述べていただいた後において再び審議を続行するよう動議を提出いたしまして、さういふ採扱になつたのであります。しかしながら本來私個人の願望は、事重大であり

ますので公聽會を開いていただきたいのであります。手続その他の点に關しまして、多少時間の關係でそれも不可能と存する点がありますので、大體國會法の規定に従ひ、ただいまから一時懇談會に移り、その席上で全官公廳側の御意見を述べていただくというふうにお取計らい願ひたい、かように存する次第であります。なお本委員會の懇談會における官公廳側の發言はきわめて重要と存じます。よつて特に速記をお願いいたしまして、きわめて責任のある御發言をお願いしたい、かように存じますので、委員長におかれましてはよろしくお取計らいをお願いいたします。

○早稲田委員長 ただいま赤松委員より發言のありました点は、午前中の理事會において大體御決定を願つた線に沿つておるわけでありまして、從つて本來から申し上げますれば、公聽會を開いて正式に御意見を拜聴するのが本來であります。が、時間の關係もあり、國會法との關係もございまして、この場合懇談會に移しまして、その席上において代表者の方の御意見を拜聴することにいたしたいと存じます。それではただいまより懇談會に移ります。

午後一時四十五分懇談會に入る
午後二時三十九分懇談會を終る

○早稲田委員長 懇談會を終つて會議を開きます。

本日はこの程度に止めまして明日午前十時半より開會し、本案に對する質疑を繼續いたしたいと存じますが御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○早稲田委員長 それでは本日はこれにて散會いたします。
午後二時四十分散會